建設技能者の能力評価制度における能力評価結果通知書発行申請の手引き

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課

建設キャリアアップシステム推進室

　（令和３年１２月２７日策定）

（注意）この手引きは、建設技能者の能力評価制度における能力評価結果通知書の発行申請についての基本的な事項をまとめたものです。①過去に発行された能力評価結果通知書を紛失した場合の再発行、②能力評価システムにて能力評価申請を実施している場合の再発行についてのいずれも、こちらの手続きを参照ください。

**１．対象者**

　　能力評価結果通知書の発行の対象は、建設キャリアアップシステムに技能者登録をして、能力評価手続きを済ませている建設技能者となります。

　　なお、所持されている建設キャリアアップシステムカードの色が、青であればレベル２、シルバーであればレベル３、ゴールドであればレベル４です。

**２．申請者**

　　能力評価結果通知書の発行を受けようとする建設技能者本人が、能力評価実施団体に対して申請を行うことができます。

　　能力評価結果通知書の発行申請は、所属事業者等が代行して行うこともできます注。

（注）申請者の所属する事業者が能力評価実施団体に加入していない場合でも申請できます。

**３．料金**

　　能力評価結果通知書の発行申請において、料金は必要ありません注。

（注）会員・非会員で対応が異なる場合がございますので、能力評価実施団体にご確認ください。

**４．手続きに必要な書類**

　　能力評価結果通知書の発行申請に当たっては以下の書類が必要となります。申請書類の提出方法については、各能力評価実施団体にお問い合わせください。

①「能力評価（レベル判定）結果通知書」発行申請書　（様式は別添参照）

　　※申請書に、事業者情報（事業者ＩＤ、事業者名、住所、電話番号、メールアドレス）と技能者情報（技能者ＩＤ、技能者氏名、生年月日）を記載ください。

②建設キャリアアップシステムカードの写し（表面）

　　※技能者ＩＤ・氏名等の確認に使用します。

③建設キャリアアップシステムにおける技能者情報画面の写し

　・登録されている職種の確認に使用しますので、職種コードがわかるように写しをとってください。

④個人情報利用に関する同意書

⑤（特別講習を受講してレベル４のカードの発行を受けた方は、登録基幹技能者講習修了

証の写し（表面））　※レベル４の方のみ

　※レベル４の方のうち、登録基幹技能者講習を修了されている方は、５年ごとに期限を迎えるため、失効していないかの確認、生年月日の確認に使用します。

**５．手続き後の手順等**

　能力評価結果通知書の申請を受けて、能力評価実施団体が、提出された上記【４．手続きに必要な書類】を確認し、承認後、能力評価結果通知書を発行します。

　以上